

5. 安全・安心な暮らしと経済社会の基盤確保

施策名：原子力防災対策の充実・強化

【30年度概算要求額：19,083百万円（前年度10,698百万円）、機構・定員要求】

施策概要・目的

- 13ある原子力発電所立地地域ごとに地域原子力防災協議会を設置し、関係省庁と地方公共団体が一体となって、地域防災計画及び避難計画の具体化・充実化を進める。
- 原子力緊急事態を想定し、国、地方自治体、電力事業者等合同で原子力総合防災訓練を実施するとともに、県主催の防災訓練への参画・支援や国、自治体職員等の防災業務関係者への研修等により人材育成を推進。

(注) 「経済財政運営と改革の基本方針2017」における記載
“原子力災害対策については、避難計画の策定、訓練や研修等による人材育成、道路整備等による避難経路の確保、放射線防護施設の整備等の充実強化を推進する。”

施策イメージ・具体例

- 地方公共団体が行う防災活動に必要な放射線測定器、防護服等の資機材の整備等を支援。
- 地方公共団体における緊急時の体制強化に資する防災訓練の実施や、先進的防護体制構築のための取組を支援。
- 要配慮者施設の放射線防護対策や、避難をより円滑に実施するためのモデル実証事業等による原子力災害時の防護対策の多重化・充実化を支援。
- 国や地方公共団体等で中核となる防災業務関係者を育成するための研修事業を実施するとともに、原子力防災に関する最新の知見・技術の調査・研究等を実施。

原子力防災資機材の支援例



避難円滑化モデル実証事業



研修の実施(イメージ)



期待される効果

- 原子力災害時に必要な放射線防護対策や、訓練・研修等の充実・強化によって災害対応能力の向上を図ることで、原発立地地域の住民等の安全・安心を確保する。

5. 安全・安心な暮らしと経済社会の基盤確保

施策名：食品の安全性の確保

【30年度概算要求額：1051百万円（前年度961百万円）、機構・定員要求】

施策概要・目的

- 食品の安全性の確保のため、科学的知見に基づき、客観的かつ中立公正の立場から食品のリスク評価を適切に実施するとともに、分かりやすい情報提供や意見交換会の開催等を通じ食品安全に関するリスクコミュニケーションを推進。
- なお、「経済財政運営と改革の基本方針2017」では、「攻めの農林水産業の展開」の一環として「食の安全確保」が記載。また、「科学技術イノベーション総合戦略2017（29年6月閣議決定）」では、「国民の安全・安心を確保するための食品の安全性評価に係る調査・研究の推進や食物アレルギーなど新たな食品のハザードに係るコミュニケーション手法の検討」について記載。

施策イメージ・具体例

- 新たなリスク評価方法の導入の推進
国際的動向も踏まえより一層科学的に妥当性の高いリスク評価を行うため、コンピュータ (in silico) により化学物質の毒性を推定する方法等の新たな評価方法の導入を推進。
- 器具・容器包装のポジティブリスト制度（※）導入への対応
今後導入が予定されている器具・容器包装のポジティブリスト制度（30年度法改正予定）に対応し、既に器具・容器包装に使用されている既存物質や今後発生する新規物質のリスク評価を推進。（※）あらかじめ使用の科学的妥当性が確認された物質以外は原則使用禁止とする制度。
- 農薬等のポジティブリスト制度の暫定基準の見直しに向けた対応
農薬等のポジティブリスト制度導入時に設定された暫定基準の見直しに必要なリスク評価を加速化。
- 食物アレルギーに関するリスクコミュニケーションの推進
アレルギー疾患対策基本法に基づく政府方針を踏まえ、食物アレルギーのリスク評価に係るリスクコミュニケーションを推進。

期待される効果

- 新たなリスク評価方法の導入等を通じたリスク評価の適切な実施により、国民の健康保護の確保に寄与。
- 情報発信等を通じたリスクコミュニケーションの推進により、国民の食品リスクに関する正確な理解を促進し、健康被害の防止に寄与。

5. 安全・安心な暮らしと経済社会の基盤確保

施策名：消費者行政全般についての監視機能の強化

【30年度概算要求額：148百万円（前年度144百万円）、定員要求】

施策概要・目的

- 消費者委員会が、独立した第三者機関として以下の機能を果たす。
 - ・各種の消費者問題について自ら調査審議を行い、消費者庁を含む関係省庁の消費者行政全般に対して意見表明（建議等）を行う。
 - ・内閣総理大臣、関係各大臣又は消費者庁長官の諮問に応じて調査審議を実施する。
- 消費者委員会は、延べ約130名*の委員（臨時委員・専門委員含む）により、年間約100回の本会議や部会、専門調査会等を開催し、各種の消費者問題につき調査審議を実施。

* 平成29年1月1日現在

施策イメージ・具体例

- 消費者の利益の擁護及び増進の観点から、幅広い分野の重要な消費者問題について自ら調査審議を行い、関係省庁等に建議等の意見表明を行うとともに、建議等を受けた各省庁による法改正状況等のフォローアップを行い、必要に応じ対応の改善を求める。
- 消費者の利益の擁護及び増進の観点から、特定保健用食品の表示の許可、消費者基本計画の改定や各種の消費者関連法令の改正等に関し、諮問に応じた調査審議を行い答申を発出する。

（平成30年度以降の検討課題の具体例）

- 電力及び都市ガスの小売全面自由化が消費者にもたらす影響についてのフォローアップ
- 消費者庁や国民生活センターの徳島県での取組に関する成果の検証及び助言・提言（※）

（※）

- ・消費者庁は、実証に基づいた政策の分析・研究機能をベースとした消費者行政の発展・創造の拠点として、徳島県に「消費者行政新未来創造オフィス」を平成29年7月に開設。
- ・「政府関係機関の地方移転にかかる今後の取組について」（平成28年9月1日まち・ひと・しごと創生本部決定）では、「消費者行政新未来創造オフィス」の取組について、3年後を目途に検証・見直しを行うこととなっており、消費者委員会は、①消費者庁及び（独）国民生活センターの徳島県での取組につき、消費者行政の進化等の観点から成果を検証し、助言・提言を行うこと、②その際、徳島県にて専門調査会を開催するなど、地方の現場の視点が反映されるような取組を行うこと、③3年後目途の検証・見直しに当たって、消費者行政の進化等の観点から意見を述べることで、が求められている。

期待される効果

- 消費者委員会による調査審議に基づく適時・的確な意見表明及びこれに関するフォローアップの着実な実施により、消費者行政全般についての監視・提言機能が有効に発揮され、消費者利益の更なる擁護・増進が図られる。

5. 安全・安心な暮らしと経済社会の基盤確保

施策名：死因究明等の推進

【30年度概算要求額：20百万円（前年度10百万円）】

施策概要・目的

- 高齢化に伴う「多死社会」化・「孤独死増加」等に対応し、我が国の死因究明体制を強化するとともに、大規模災害時における身元確認への取組等の強化のため、
- 「死因究明等推進計画」（平成26年6月13日閣議決定）に掲げる施策の総合的かつ計画的な推進を図るとともに、その実施状況を検証・評価・監視する。
 - 地方公共団体をはじめとした地方における関係機関・団体に対し、死因究明等推進協議会の設置・活用に向けて協力するよう求める。

※経済財政運営と改革の基本方針2017（P26）及び『世界一安全な日本』創造戦略（P50）

施策イメージ・具体例

- 死因究明等推進計画に掲げる当面の重点施策
 - ①法医学に関する知見を活用して死因究明を行う専門的な機関の全国的な整備
 - ②法医学に係る教育及び研究の拠点の整備
 - ③死因究明等に係る業務に従事する警察等の職員、医師、歯科医師等の人材の育成及び資質の向上
 - ④警察等における死因究明等の実施体制の充実
 - ⑤死体の検案及び解剖の実施体制の充実
 - ⑥薬物及び毒物に係る検査、死亡時画像診断その他死因究明のための科学的な調査の活用
 - ⑦遺伝子構造の検査、歯牙の調査その他身元確認のための科学的な調査の充実及び身元確認に係るデータベースの整備
 - ⑧死因究明により得られた情報の活用及び遺族等に対する説明の促進
- 地方公共団体における死因究明等推進協議会は、平成29年7月末現在、24都道県で設置されており、引き続き、同協議会の設置・活用を要請

期待される効果

- 政府及び地方における死因究明等に係る実施体制の強化が図られる。
- 死因究明等に係る人材の育成及び資質の向上が図られる。
- 以上の取組により、犯罪・事故等の見逃し防止、国全体としての正確な死因把握や突然死・感染症の予防対応強化等の公衆衛生対策の強化、故人や遺族の権利・利益の確保、大規模災害時の身元確認の適切な運用が図られる。

5. 安全・安心な暮らしと経済社会の基盤確保

施策名：高齢運転者による交通事故防止対策

【30年度概算要求額：50百万円（新規）】

施策概要・目的

- 「高齢運転者による交通事故防止対策における関係閣僚会議」における安倍総理の指示を受け、対策の検討等を行い、本年6月に対策、数値目標等を取りまとめ、7月にはその対策を緊急かつ強力で推進することを交通対策本部の決定とした。
- 関係府省庁が連携して検討を進めてきた「改正道路交通法の円滑な施行」、「高齢者の移動手段の確保」、「安全運転サポート車の普及啓発」等に関する施策を更に推進するため、地域への普及を図る等の取組が必要である。
- 「経済財政運営と改革の基本方針2017」に「高齢運転者対策などの交通安全対策等を進める」との記載が盛り込まれている。

施策イメージ・具体例

- 地域の高齢運転者のリーダー養成による普及啓発の推進
以下の内容を含む講習を実施し、地域のリーダーとなる高齢者等を養成。
 - ・参加、体験、実践型の講習
（目的：高齢運転者の運転特性等安全運転に必要な知識の普及）
 - ・安全運転サポート車の試乗
（目的：高齢運転者の安全運転に資する先進安全技術の普及）
 - ・免許返納後の移動手段に関して利用可能な支援策についての講習
（目的：運転に不安のある高齢者の運転免許返納を促進）等リーダーによる当該地域の高齢運転者への指導を通じて、高齢運転者による交通事故防止に関する普及啓発を総合的に推進する。
- 調査研究の実施
本年6月末に掲げた高齢運転者による交通事故に関する目標を達成するため、ワーキングチームで取りまとめられた各施策の目標数値への寄与や目標達成への課題等を把握するための適切な効果分析手法を検討する。

期待される効果

- 高齢運転者による交通事故死者数の減少。
参考：「高齢運転者交通事故防止対策ワーキングチーム」の取りまとめにおいて設定された目標
平成32年までに200人以下（平成28年の実績値は266人）

5. 安全・安心な暮らしと経済社会の基盤確保

施策名：国際平和協力業務の実施

【30年度概算要求額：100百万円（前年度100百万円）】

事業概要・目的

- 「国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律」に基づく国際平和協力業務等の円滑な実施に資するため、我が国が、国連等の要請等に基づき、国際連合平和維持活動や選挙監視活動等に参加することとなった場合、速やかに国際平和協力隊を設置し、隊員派遣を行っている。

事業イメージ・具体例

南スーダン国際平和協力業務
平成23年11月以降、国際連合南スーダン共和国ミッション（UNMISS）に司令部要員（4名）を派遣し、UNMISS司令部における兵站・情報・施設・航空運用業務に関する企画及び調整を実施している。

期待される効果

- 日本から隊員を派遣し、派遣先国における紛争の解決、道路等の維持補修等のインフラ整備等、平和構築に寄与することにより、世界の平和と安定に貢献。

5. 安全・安心な暮らしと経済社会の基盤確保

施策名：国際平和協力のための人材育成

【30年度概算要求額：50百万円（前年度50百万円）】

事業概要・目的

○国際平和協力分野での活動経験を有した人材を、最長2年間の任期の国際平和協力研究員（非常勤国家公務員）として採用し、国際平和協力分野に関する調査・研究活動、選挙監視活動、広報活動等の業務に従事させることにより、能力の向上・人材育成を推進するとともに、事務局機能の強化を図る。

期待される効果

○国際平和協力研究員は、国際平和協力分野に関する能動的・主体的な調査・研究活動、選挙監視活動等に従事することにより、退職後は国連・国際機関等に勤務し、これまで事務局で培った能力を十分発揮することが、日本の国際平和協力分野における貢献となり、効果となる。

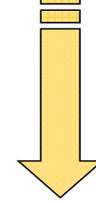
事業イメージ・具体例

人材育成

調査・研究業務の実施、各種研修への参加、関係機関とのネットワーク構築等を通じ専門的知見を深化・蓄積・発信。

事務局機能強化

調査・研究業務、選挙監視活動への参加等を通じて事務局機能強化にも貢献。



国連、国際機関等での活動

◎これまでの退職研究員（53名）の就職先例

- ・国連・アフリカ連合合同ミッション（UNAMID）政務官
- ・世界食糧計画（WFP）東ティモール事務所
- ・国連コソボ暫定行政ミッション（UNMIK）政務官
- ・国連スーダンミッション（UNMIS）選挙支援担当官
- ・国連ソマリア政治事務所（UNPOS）DDR担当官
- ・国連アフガニスタン支援ミッション（UNAMA）ガバナンス担当官

など、退職者の約半数が国連・国際機関に就職

5. 安全・安心な暮らしと経済社会の基盤確保

施策名：人道救援物資の備蓄

【30年度概算要求額：180百万円（前年度180百万円）】

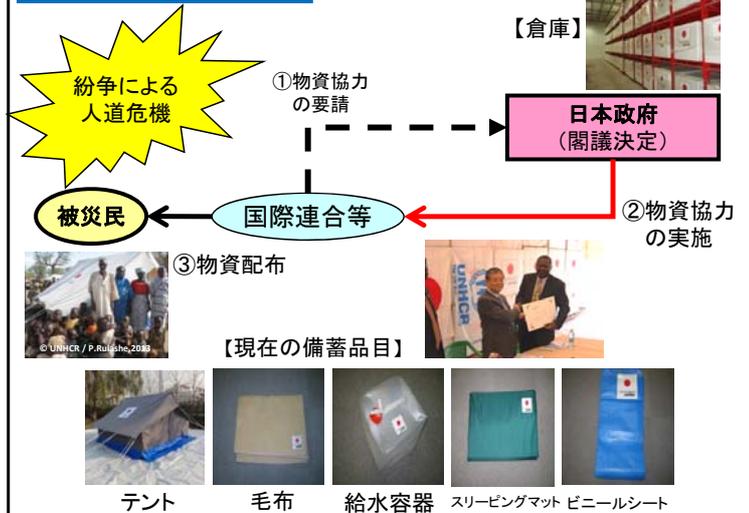
事業概要・目的

○人道的な国際救援活動を行っている国際連合等からの要請に対し、「国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律」に基づく物資協力を迅速・的確に実施するため、平成9年度から人道救援物資の備蓄を行っている。

期待される効果

○備蓄物資を利用し、国際連合等からの要請に応じた迅速・的確な物資協力を実施することにより、紛争被災民の生存を確保し、国際平和に向けた努力に貢献している。

事業イメージ・具体例



○平成25年12月、国際移住機関によるシリア難民救援活動に協力するため、備蓄物資を利用したテント、給水容器、毛布等の物資協力を実施。

○平成26年3月、国際連合南スーダン共和国ミッションの活動に協力するため、備蓄物資を利用したテント及びビニールシートの物資協力を実施。